

以下の問題文を読んで、その正誤を答えなさい。なお、問題文にない事実は考慮しないこととします。

問題1. 本邦にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の2の項に関連する貨物を中国のメーカーYから輸入し、米国で販売する予定である。輸出令別表第1の2の項は、MTCRの規制であるから、同サイトにある英文の規制リストを参考にメーカーYに該非を確認するとよい。

問題2. 本邦にあるメーカーXは、駐日フランス大使館に輸出令別表第1の9の項(7)に該当する暗号通信装置(1セット・総価額150万円)を納品する予定である。この場合、輸出にあたるので、輸出許可が必要である。

問題3. 本邦にあるメーカーXは、5年前に輸出許可を取得して、米国にあるメーカーYに1台のポンプ(輸出令別表第1の3の項(2)9に該当)を輸出した。当該ポンプが故障したので、メーカーXは、当該ポンプを修理のため、輸入し、修理後、メーカーYに再輸出する予定である。この場合、修理代と輸送費が30万円かかったとしても、メーカーXは、輸出許可は不要である。

問題4. 本邦にあるメーカーXは、インドにあるメーカーYから、輸出令別表第1の16の項に該当する無機繊維2トン分の注文を受けた。用途を確認したところ、通常兵器である戦車の製造に使うとメールで連絡を受けた。この場合、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、メーカーXは輸出許可が必要である。

問題5. 輸出許可申請時に添付する契約書には、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであることが運用通達等で求められている。

問題6. 本邦にある貿易会社Xは、米国にあるメーカーYから住宅建築用の産業用銃10台(輸出令別表第1の1の項に該当)を購入し、イスラエルにある住宅メーカーZに販売する予定である。当該産業用銃は、米国からイスラエルに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは、外為法第25条第4項の仲介貿易取引許可を取得する必要がある。

問題7. 台湾からの留学生Xは、初来日から5ヶ月を経過した。この場合、留学生Xは、居住者として取り扱われる。

問題 8. 外為法第 1 条では、「この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最大限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定している。下線部分は正しい。

問題 9. 役務通達 1 (3) サでは、特定類型③とは、「本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者」と規定されている。

問題 10. 本邦にあるメーカー X は、来月から継続的に輸出令別表第 1 の 7 の項 (1) に該当する集積回路 (総価額 200 万円) をエアコン製造用にアルゼンチンにある子会社 Y に輸出する予定である。この場合、メーカー X は、一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を取得するとよい。

問題 11. 外為法等遵守事項では、該非判定に関して手続を明確にし、実施することが求められている。

問題 12. 本邦にあるメーカー X は、フランスにあるメーカー Y から外為令別表の 9 の項 (1) に該当する暗号プログラムを借りた。自社でテストしてみたが、性能が劣ることが判明したので、返却することにした。この場合、メーカー Y に当該ソフトウェアを国際郵便で返却する場合、もともとメーカー Y のものであるから、役務取引許可は不要である。

問題 13. 外為法第 53 条第 1 項では、「経済産業大臣は、第 48 条第 1 項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、(A) 以内の期間を限り、輸出を行い、又は特定技術を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引若しくは当該取引に関する特定記録媒体等の輸出若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信を行うことを禁止することができる。」と規定している。(A) には、「5 年」が入る。

問題 14. 本邦にあるメーカー X は、米国にある子会社 Y に、1 つの契約で輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項 (2) に該当する発酵槽 (1 セット・総価額 90 万円) を来月、輸出する予定である。この場合、メーカー X は、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。

問題 15. 本邦にあるメーカー X は、外国ユーザーリストに掲載されている中国のメーカー Y（懸念区分は、核）から、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する周波数変換器 10 台（核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例での懸念用途は、核兵器）の引き合いを受けた。メーカー X は、メーカー Y とは初めての引き合いであったので、当該周波数変換器の用途を確認したところ、「用途は、企業秘密で言えない。」と拒まれた。メーカー X が、メーカー Y から受注した場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。

問題 16. 本邦にあるメーカー X は、注文を受けたソフトウェア α が、外為令別表の 2 の項（2）に該当し、役務取引許可が必要であったにもかかわらず、役務取引許可を得ないで、フランスにあるメーカー Y にソフトウェア α を提供した。この場合、メーカー X の担当者が、外為法第 25 条第 1 項の規定を知らなかったのであれば、メーカー X は、外為法違反に問われることはない。

問題 17. 本邦にある貿易会社 X は、タイにあるメーカー Y より、窓枠加工用にロボット α の注文を受けた。貿易会社 X は、ロボット α を製造している本邦のメーカー Z から該非判定書を入手したところ、「ロボット α は、輸出令別表第 1 の 6 の項（7）及び輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する。」と記載されていた。この場合、下線部分は誤っている。

問題 18. 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できるリスト規制該当貨物であっても、仕向地がフランスで、通常兵器である戦車の製造に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、「失効」する。

問題 19. 輸出令別表第 1 の 7 の項の中欄では、「次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの」と規定されている。この「経済産業省令」とは、「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」（貨物等省令）を指す。

問題 20. 輸出令別表第 1 の 2 の項（12）の「核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械」の「用いられる」とは、「用いることができる」という意味である。

問題 21. 役務通達 1（3）サの特定類型の①から③までに該当する者は、居住者で、かつ自然人に限られる。

問題 2 2. 日本人 A は、居住者で本邦法人 X の取締役であり、外国法人 Y の取締役でもある。日本人 A は、外国法人 Y との間で、善管注意義務は、外国法人 Y と本邦法人 X が競合する場合は、本邦法人 X を優先するとの契約を結んでいる。この場合、日本人 A は、特定類型①に該当する。

問題 2 3. 本邦にある X 大学は、リスト規制に該当する貨物や技術を多く扱っていることから、「輸出管理内部規程の届出等について」という通達に基づき、輸出管理内部規程を策定し、近日、経済産業省に届け出る予定である。この場合、輸出管理内部規程の届出先は、経済産業省の安全保障貿易審査課である。下線部分は正しい。

問題 2 4. 本邦にある住宅メーカー X は、輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する建築用の資材を毎日、米国にある子会社向けに輸出しているが、建築用の資材は、大量破壊兵器や通常兵器の開発等には関係しないので、住宅メーカー X は、外為法第 5 5 条の 1 0 第 1 項でいう輸出等を「業として行う者」にあたらぬ。

問題 2 5. 本邦にある X 大学の A 准教授は、パリで行われる通信の国際学会に参加し、外為令別表の 9 の項 (1) に該当する技術を含む講演を行う予定である。当該国際学会は、わずかな参加費用を払えば、誰でも参加することができる。A 准教授は、事務局から事前に送られてきた聴講者名簿の中に外国ユーザーリストに掲載されている中国の大学の参加者 2 名の名前を見つけたが、講演を行うに際して、役務取引許可を取得する必要はない。

2023年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第61回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
特定類型	役務通達1(3)サで規定されている①から③までに掲げる者
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
輸出令別表第3の地域(グループA)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
リスト規制該当貨物(技術)	輸出令別表第1(外為令別表)の1から15までの項に該当する貨物(技術)をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物